

戸籍証明書等の請求が便利になりました

●戸籍謄本等の請求【広域交付制度の開始】

本籍地でしか取得できなかった戸籍謄本、除籍謄本が、本籍地以外の市区町村の窓口で請求できるようになりました。これに伴い、必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、一か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

●戸籍届出（婚姻、養子縁組等）における戸籍謄本の添付省略

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合、戸籍謄本の添付が必要でしたが、原則不要となります。



コセキツネ

◆ さらに便利に＜今後予定＞ ◆

●マイナンバー制度の活用による戸籍謄抄本の添付省略

各種社会保障手続きにマイナンバーを利用することで戸籍謄抄本の添付が省略できます。
手続例：児童扶養手当の支給手続き、国民年金第3号被保険者の資格等

◆◆戸籍広域交付制度における注意事項◆◆

- 戸籍を請求できるのは本人、配偶者及び直系尊属（父、母、祖父母）、直系卑属（子、孫）の方が窓口で請求した場合に限ります。委任状による代理人請求はできません。郵送で請求される場合は、今までどおり本籍地に請求して下さい。
- コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍は発行できません。また戸籍抄本、一部事項証明書は請求できません。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（免許証、マイナンバーカード等）の提示が必要です。

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当：古市・川端 電話(0868) 54-2985

春の火災予防運動が始まります

3月1日(金)から7日(木)まで、全国一斉に「春の全国火災予防運動」が実施されます。空気が乾燥し、火災が発生しやすくなってきます。火の取扱いには十分注意し、火災を起こさないように気を付けましょう。

次のことなどに注意し、防火に努めましょう。

- たき火等を行った後は確実に火を消し、確認しましょう。
(野焼きは例外を除き法律で禁止されています。)
- 家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- たばこの吸殻の投げ捨ては、絶対にやめましょう。
- ガスコンロ等を使用しているときは、その場から離れないようにしましょう。
- 室内で洗濯物等を乾かすときは、ストーブの近くに干さないようにしましょう。



お問い合わせ先 鏡野町暮らし安全課 生活安全係 担当：築山 電話(0868) 54-2621